

相模原市新斎場整備事業基本計画等検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

第1章 プロポーザル参加手続等

1 業務概要

- (1) 業務名称 相模原市新斎場整備事業 基本計画等検討業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月末まで
- (3) 履行場所 新斎場予定地「青山」(相模原市緑区青山字熊ノ平2193番2、以下「予定地」という。)及びその周辺、相模原市役所ほか
- (4) 契約上限金額 28,215千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール

(第1章・1頁) 参加手続等	参加申込書受付期間	令和7年5月23日(金)から 令和7年6月6日(金)午後5時まで
	参加資格確認結果通知書交付日	令和7年6月13日(金)
	【予定地の見学を希望する場合のみ】 予定地見学会参加申込書提出期間	令和7年5月23日(金)から 令和7年6月6日(金)午後5時まで
	予定地見学会実施日	令和7年6月10日(火) ※時間は後日連絡
	【内容について質疑がある場合のみ】 質問書提出期間	令和7年5月30日(金)から 令和7年6月6日(金)午後5時まで
	質問書への回答送付日	令和7年6月13日(金)
(第2章・5頁) 企画提案書等	企画提案書等提出期間	令和7年6月20日(金)から 令和7年6月30日(月)午後5時まで
	資料閲覧期間	令和7年5月23日(金)から 令和7年6月30日(月) 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
(第3章・9頁) 審査手続・受注候補者選定	プレゼンテーション実施日	令和7年7月14日(月) (応募者多数の場合は15日(火)も実施) ※時間は後日連絡
	選定結果通知日	令和7年7月中旬～下旬(予定)
	契約締結日	令和7年7月末頃(予定)

3 担当部署及び問い合わせ先

所 在 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

担当部署 相模原市 市民局 斎場準備課

電話 042-707-7025 FAX 042-754-7990

メールアドレス saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく令和7年度競争入札参加者名簿に登載されていること。
- (8) 業務に関して必要な資格、実績については、過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に地方公共団体（一部事務組合を含む）の発注する同種業務を完了した実績があること。なお、同種業務とは、火葬場の新設・建替・改修等に係る計画作成業務又は火葬場の新設・建替・改修等に係る民間活力導入可能性調査業務を指す。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、参加に必要な書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和7年5月23日（金）から同年6月6日（金）午後5時まで

イ 提出方法 受付期間内に電子メールにて提出すること（必着）。その後、速やかに、原本を郵送又は持参すること。

ウ 提出先 相模原市 市民局 斎場準備課

メールアドレス saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

所 在 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 参加資格等を確認するために必要な書類

- ・ 企業の概要（様式2）
- ・ 企業の関連業務実績（様式3）※

※様式3記載の「①【参加資格・必須項目】」及び「②【任意項目】」加点対象となる関連業務実績について記載すること。なお、「②【任意項目】」の加点対象とは、地方公共団体（一部事務組合を含む）の発注する火葬炉数が6基以上の火葬場の新設に係る計画作成業務の実績（受託時期は問わない）を指す。

※業務実績を確認できる書類（テクリスや契約書の頭書等）の写しを添付すること。

（2）参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知する。

ア 通知日時 令和7年6月13日（金）

イ 送付方法 電子メール

（3）予定地見学会参加申込書の提出及び見学会実施

予定地の見学を希望する場合は、「予定地見学会参加申込書（様式4）」に必要事項を記載し、次のとおり提出すること。

ア 提出期間 令和7年5月23日（金）から同年6月6日（金）午後5時まで

イ 提出方法 持参又は電子メール

ウ 提出先 相模原市 市民局 斎場準備課

メールアドレス saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

所 在 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

エ 見学会実施日 令和7年6月10日（火）

※集合時間等の詳細は、参加者に別途連絡する。なお、時間帯の目安は10時～15時頃、1社あたりの見学・説明時間は20分程度を想定している（時間帯は、参加者数によって多少前後する場合あり）。

（4）質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期間 令和7年5月30日（金）から令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

※提出期間を過ぎて提出された質問書には回答しない。

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出先 相模原市 市民局 斎場準備課

メールアドレス saijou@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 回答送付日及び回答方法 令和7年6月13日（金）電子メールにより参加者全員に回答

6 参加資格の喪失

参加申込書の受付期間終了の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当する

ことになった場合には、以後の参加資格を失うものとする。

ア 「４ 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

第2章 企画提案書等

1 業務概要

別紙「相模原市新斎場整備事業基本計画等検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 企画提案書等の作成・提出

（1）参加資格確認結果通知書の交付を受けた者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

ア 提出物

- （ア）企画提案書（様式5及び別紙任意様式）
- （イ）予定技術者の経歴等（様式6）
- （ウ）業務実施体制（様式7）
- （エ）作業工程表（任意様式）
- （オ）参考見積書（任意様式）

イ 提出部数 10部（正本1部 副本9部）

なお、副本9部のうち8部については、社名を記載しない等、提案者が特定されない状態にして提出すること。

ウ 提出期間 令和7年6月20日（金）から令和7年6月30日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出先 相模原市 市民局 斎場準備課 所 在 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

オ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期間までに到着したものを有効とする。電子メールによる提出は受け付けない。

（2）企画提案書等の作成に当たっては、以下の資料を閲覧できる。なお、※がついている資料については電子データ（CD-R）での閲覧が可能である。

ア 閲覧可能な資料

【基礎資料】

- ・ 新たな火葬場のあり方に係る提言書（平成25年3月）※
- ・ 相模原市新たな火葬場整備基本構想（平成26年5月）※
- ・ 令和元～2年度 相模原市（仮称）新斎場整備基本計画検討業務委託（その1）成果品（一部抜粋）※

①【現状把握と課題整理】

令和2年10月当時の予定地の概要、関連法規調査、火葬場の建設に関する手続き、課題の抽出等

②【土地利用計画の検討】

令和2年10月当時の新斎場規模の検討、インフラ等の状況、敷地整備用件、施設の基本的要件、ゾーニング計画等

- ・ 火葬需要統計資料（市内死亡者数及び市営斎場火葬件数の実績値及び推計値）※
- ・ 相模原市営斎場パンフレット

【アクセス道路計画資料】

- ・ 令和6～7年度 新斎場整備に係るアクセス道路整備予備設計業務委託仕様書等※

【土砂災害対策資料】

- ・ 令和4年度（仮称）新斎場整備事業に係る土砂災害対策等検討業務委託成果品※
- ・ 令和6～7年度 新斎場整備に係る土砂災害対策施設予備設計業務委託仕様書等※

【測量調査資料】

- ・ 令和元～2年度 相模原市（仮称）新斎場整備基本計画検討業務委託（その1）成果品（一部抜粋）※
 - ①空中写真（地上画素寸法：8 c m）及び同時調整（5 0 0 レベル）
 - ②写真地図（5 0 0 レベル）
 - ③5 0 0 レベル U A Vレーザ測量成果
 - ④5 0 0 レベル 数値地形図データ

【地質調査資料】

- ・ 平成29年度 新たな火葬場整備（候補地「青山」）に係る地質調査業務委託成果品※

【その他資料】

- ・ 令和2～3年度（仮称）新斎場整備事業に係る自主的な環境影響調査業務委託成果品※

イ 閲覧場所 相模原市 市民局 斎場準備課

所 在 〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

ウ 閲覧可能期間

期 間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月30日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

時 間 午前9時から午後5時まで

（3）企画提案書等の作成にあたっては、次の点に留意すること。

ア 企画提案書（様式5及び別紙任意様式、文字サイズ10ポイント以上）

様式は、様式5（代表者印を押印）のほか、任意様式により次の提案項目についてA4版（片面）5枚以内にて提案すること。

（ア）実施方針

本業務の実施方針を提案すること。

※ 火葬場の基本計画作成及び民間活力導入可能性調査の前段としての調査・検討及び課題整理を行う上での留意点とその対策を含めて提案すること。

※ 本業務の目的を達成する上で、仕様書に記載はないが追加する必要がある業務及び有効な独自提案等があれば、それを踏まえて提案すること。

（イ）特定テーマ

次のテーマについて、課題の抽出と具体的な対策を提案すること。

特定テーマ 1	【効率的・合理的な事業スケジュール及び事業手法の立案について】 新斎場本体整備、アクセス道路整備、土砂災害対策施設整備の3つの整備業務を含む本事業において、地理的な制約等も考慮しながら、1日も早い供用開始を目指すためには各工程をどのように進めればよいか、課題抽出及び対策を含め具体的な提案を求める。
特定テーマ 2	【新斎場のコンセプト設定に向けたアイデアについて】 新斎場のコンセプトについて、「新たな火葬場のあり方に係る提言書」や「相模原市新たな火葬場整備基本構想」の考え方を継承しつつ、予定地の特性や周辺の地域性、近年の葬送行為の傾向等も踏まえた具体的な提案を求める。
特定テーマ 3	【施設規模の検証について】 火葬炉・式場・駐車場等について、本市における火葬需要の高まりや時代のニーズを捉えた施設規模とするためにはどのようなプロセスで検証を行うか、課題抽出及び対策を含め、具体的な提案を求める。なお、本市の現状・将来及び近年の葬送行為の傾向等を踏まえた検証の結果、基本構想や過年度委託における施設規模の試算結果について時点修正が必要と思われる場合は、その根拠等も併せて提示すること。

イ 予定技術者の経歴等（様式6）

管理技術者、担当技術者（主・副）及び照査技術者の経歴等を記載すること。なお、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者に求める資格要件は次のとおりとし、要件を満たさない場合は失格とする。

また、業務実績は、過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に地方公共団体（一部事務組合を含む）の発注する同種業務を完了した実績とし、記載する実績は、技術者1名につき、最大5件までとする。なお、同種業務とは、火葬場の新設・建替・改修等に係る計画作成業務又は火葬場の新設・建替・改修等に係る民間活力導入可能性調査業務を指す。同種業務の経歴については、職務上の立場が管理技術者、担当技術者又は照査技術者いずれかに該当する場合のみを記載することとし、補助としての経歴は認めない。

（ア）管理技術者に求める資格要件

- ・ 技術士（総合技術監理部門〈建設一都市及び地方計画〉若しくは建設部門〈都市及び地方計画〉）又は一級建築士の資格を有する者
- ・ 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、地方公共団体の発注する同種業務を完了した実績（照査技術者として従事した実績は除く。）を有する者

（イ）主担当技術者に求める資格要件

- ・ 技術士（総合技術監理部門〈建設一都市及び地方計画〉若しくは建設部門〈都市及び地方計画〉）又は一級建築士のうち、管理技術者が保有していない資格を有する者。ただし、

管理技術者が技術士、一級建築士両方の資格を有する場合は、いずれかの資格を有する者

(ウ) 照査技術者に求める資格要件

- ・ 技術士（総合技術監理部門〈建設一都市及び地方計画〉若しくは建設部門〈都市及び地方計画〉）又は一級建築士の資格を有する者
- ・ 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、地方公共団体の発注する同種業務を完了した実績を有する者

ウ 業務実施体制（様式7）

配置予定の管理技術者、担当技術者（主・副）、照査技術者を記載すること。

エ 作業工程表（任意様式）

契約締結後から令和8年3月末までに必要な作業項目、作業工程等について記載すること。

様式は任意様式とし、A3判（片面）横使いで折込1枚とすること。

オ 参考見積書（任意様式、代表者印を押印）

様式は任意様式とする。経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、可能な限り具体的に記載すること。

(4) 無効となる企画提案書等

以下に該当する企画提案書等は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者によるもの
- イ 参考見積金額が、契約上限金額を超えるもの
- ウ 虚偽の記載をしたもの

(5) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
- キ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- ク 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 審査手続・受注候補者選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した相模原市新斎場整備事業基本計画等検討業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行い、委員会は非公開とする。

2 プレゼンテーション実施

(1) 実施日 令和7年7月14日（月）

応募者多数の場合は7月15日（火）と2日に分けて実施する。質疑応答の時間配分等の詳細は、参加者に別途連絡する。

(2) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。プレゼンテーション時の追加資料は認めない。

(3) 評価基準に従い評価を行う。

(4) 出席者は、管理技術者を含め3人以内とする。

(5) 説明は、管理技術者が行う。

(6) 複数の提案者がいる場合は、企画提案書等の受付順に実施する。

(7) プレゼンテーションに出席しなかった場合は、辞退とみなす。

3 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案に対する評価	実施方針、作業工程表	- 本市の現状や本事業の特性を踏まえ、業務の目的や内容を十分に理解した提案になっているか。 - 火葬場の基本計画作成及び民間活力導入可能性調査の前段としての調査・検討及び課題整理を行う上での留意点を踏まえた提案になっているか。 - 作業工程は現実的なものとなっているか。 - 他自治体等の事例把握とその分析を行っているか。	20点
	特定テーマ1 【効率的・合理的な事業スケジュール及び事業手法の立案について】	- 新斎場本体整備、アクセス道路整備、土砂災害対策施設整備の3つの整備業務を含む事業であることを踏まえた提案になっているか。 - 地理的な制約やインフラ整備について考慮されているか。 - 課題抽出及び対策の提案は具体的かつ実現可能か。 - 他自治体等の事例把握とその分析を行い、本事業への提案に活かしているか。	20点

	特定テーマ2 【新斎場のコンセプト設定に向けたアイデアについて】	・提言書及び基本構想の考え方が継承されているか。 ・予定地の特性を活かしつつ、近年の葬送行為の傾向も踏まえた提案になっているか。 ・コンセプトとして設定すべき重要な視点が複数提案されているか。	15 点
	特定テーマ3 【施設規模の検証について】	・火葬炉数について、本市の火葬需要の現状と将来を踏まえ、課題抽出及び対策を含めた具体的な提案になっているか。 ・式場の規模について、近年の葬送行為の傾向等、エビデンスに基づいた検証がされているか。 ・市民にとって利便性の高い規模が提案されているか。	15 点
業務実績等に対する評価		・企業における同種業務の実績は十分か。 (内容、施設特性、件数等) ・業務の実施に当たり、十分な経験、能力、有効な資格、同種業務の実績を有する者を配置し、業務を遂行できる人員体制になっているか。 (技術者の経験・実績、保有する資格)	20 点
資料説明に対する評価		・提案内容が分かりやすい資料を作成しているか。 ・プレゼンテーション時の説明内容の的確性、説明の分かりやすさ、質疑に対する応答が分かりやすく説得力があるか。	10 点
合計			100 点

※委員1人あたりの持ち点は100点満点とする。

※審査の結果、同点となった場合は、評価項目中「実施方針」、「特定テーマ1」、「特定テーマ2」、「特定テーマ3」の合計得点が高いものを上位とする。更に同点の場合は、「特定テーマ1」、「特定テーマ2」、「特定テーマ3」の合計得点が高いものを上位とする。

※最低制限基準として、全委員の合計点数が配点の合計の50%以上とし、50%に満たない場合は失格とする。ただし、全委員の合計点数が配点の合計の50%以上であっても、「実施方針」、「特定テーマ1」、「特定テーマ2」、「特定テーマ3」の評価のポイントにおいて、委員の半数以上が5段階評価の最低点をつけた場合は、受注候補者として選定しない。

4 受注候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も合計得点が高い提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書等の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない

場合がある。

- (4) 提案者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和7年7月中旬～下旬頃に通知する(予定)。また、結果のうち、次の項目を本市ホームページで公表する。(受注候補者以外の提案者については業者名を伏せて公表する。)

ア 受注候補者

イ 提案者の評価項目ごとの得点及び合計点

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次のア～エのいずれかに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者としての選定は取消すものとし、契約締結は行わない。この場合、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章「4 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者でなくなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ 受注候補者の都合により企画提案書等の記載内容から大幅な変更があったとき。

エ 契約締結の協議が不調になったとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語 日本語
- (2) 本契約において使用する通貨 日本円
- (3) 本契約において契約書の作成を要する。
- (4) プレゼンテーションの参加等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 本契約の締結にあたり、契約保証金として、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を契約時までに納付すること。ただし、相模原市契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (6) 契約金額の支払は、業務完了後に一括払いとする。
- (7) 本プロポーザルの参加者・提案者は、評価委員会による受注候補者の選定前であれば、いつでも辞退することができる。
- (8) 受注候補者に選定された者からの棄権は原則として認めない。
- (9) 受注候補者に選定された権利を他者に譲渡することは認めない。
- (10) 受注候補者と仕様の細部や契約金額について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めるものとする。